

旭川市立東陽中学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和8年4月 改定)

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市立学校の責務等	2
3 いじめの定義等	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	
1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標）	7
2 生徒が主体となった取組の推進	8
3 いじめ防止等の対策のための組織の設置	8
(1) 学校いじめ対策組織の構成	
(2) 学校いじめ対策組織の体制	
(3) 学校いじめ対策組織の役割	
4 いじめ防止	10
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
5 いじめの早期発見	12
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	13
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) 性に関わる事案への対応	
(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	
7 いじめの解消	15
8 家庭や地域、団体との連携	16
9 関係機関との連携	16
10 重大事態への対処	16
(1) 重大事態発生と緊急対応	
(2) 学校による調査	
(3) 不登校重大事態に係わる対応	
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	18
12 主な相談窓口	21
13 いじめに関する相談対応	22

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。今後も、いじめの指導支援には、学校が組織的に総力を挙げて対応していくことが必要です。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）、令和5年6月に制定された旭川市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」）及び令和6年2月に改定された旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」）に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、条例第3条に規定した基本理念の下、全ての学校職員、保護者、生徒、地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから生徒の生命と尊厳を守ることができる学校の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の児生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市立学校の責務

本校は、条例第5条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止等に取り組む責務があります。また、学校は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、条例第5条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務があります。市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力することが求められています。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」について法第2条と同内容で定義されています。いじめを受けた生徒の主観を重視した定義となっています。

いじめとは、いじめ児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ生徒」、大規模な震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等学校として特別な配慮を必要とする生徒については日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め対応するとともに、生徒補導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び8年度の目標（指標）

（1）令和7年度の実情

- ① 令和7年度の認知について
 - 現在、経過観察の事案があり、71%解消されている。
- ② いじめアンケートの結果
 - 「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」
 - ・・・令和7年度（96%）
 - 「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」
 - ・・・令和7年度（ 8%）

令和7年度の学校関係者評価において、本校の「いじめ防止プログラム」の推進状況は、B評価であった。生徒会が主体となった取組について、より生徒の心に響く内容となるよう工夫することが求められている。

（2）令和8年度の目標

- ① 教育活動全体を通して、発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導を推進し、どんなことでも相談しやすい環境づくりに努め、「いじめ解消率を100%」とする。
- ② 「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」の問いに「そう思う」と回答する生徒を100%にする。
- ③ 生徒の主体的な活動を推進し、いじめの未然防止に努める。
- ④ 生徒とのコミュニケーションを大切にし、信頼される学校づくりを推進し、学校組織としての予防に努める。

（3）組織的な対応の推進

すべての生徒が安心して、学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが発生しないように、いじめ問題への組織的な対応体制を確立する。

- ② 学校いじめ対策組織の中に「いじめ対策推進リーダー」を位置付け、週1回の定例会議を開催
- ② 教師と生徒との信頼関係づくり
- ③ 教職員のアンテナの感度を上げる
- ③ 教職員の情報交換のシステム化
- ⑤ 予防のための研修会の実施（教職員・保護者・生徒への人権教育プログラム等）

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- 生活・学習A c tサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 生徒会が中心となり、全ての生徒がいじめ防止の意義を理解し、主体的に参加できるような活動の工夫を図る。

本校の取組

① いじめ撲滅集会の実施

「いじめは絶対に許されない」ということを全校生徒で再確認し、東陽中学校が安心して安全な生活を送ることができるようになることを目的としている。

- 令和7年度は「いじめについて、いじめを生み出されないために」を題材に実施し、学校生活で起こりうる事例をもとに、全校生徒にわかりやすくいじめについて考えてもらえるように工夫した。

② 他の生徒との関わりを大切にした企画の設定

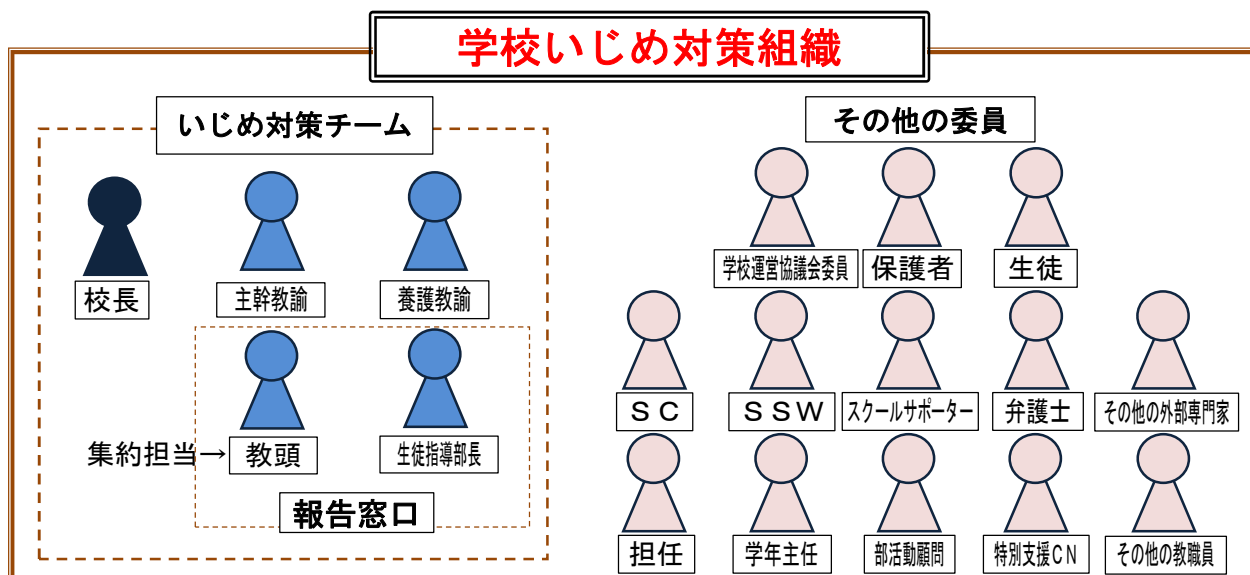
各学年で行われるスポーツ大会や学年レク、学年を超えて実施される「明日を拓く集い」や「3年生を送る会」など、生徒会本部や学年協議会、専門委員会が中心となって活動を行う。

③ その他啓発活動

- 生活・学習A c tサミットの協議内容の交流
- 生徒会便りの発行
- あいさつ運動の実施

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の体制

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- 当該組織に集められた情報は個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- 構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制
- いじめの問題に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割

- いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

4 いじめ防止

本校は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、本校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。本校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制 や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支えることが大切です。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
- いじめを受けた生徒や保護者
 - 学級担任
 - 生徒アンケート調査や教育相談
 - 学校以外の関係機関や地域住民
 - 周囲の生徒や保護者
 - 養護教諭等学級担任以外の教職員
 - スクールカウンセラー（SC）
 - その他
- <いじめの報告>
- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども家庭センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

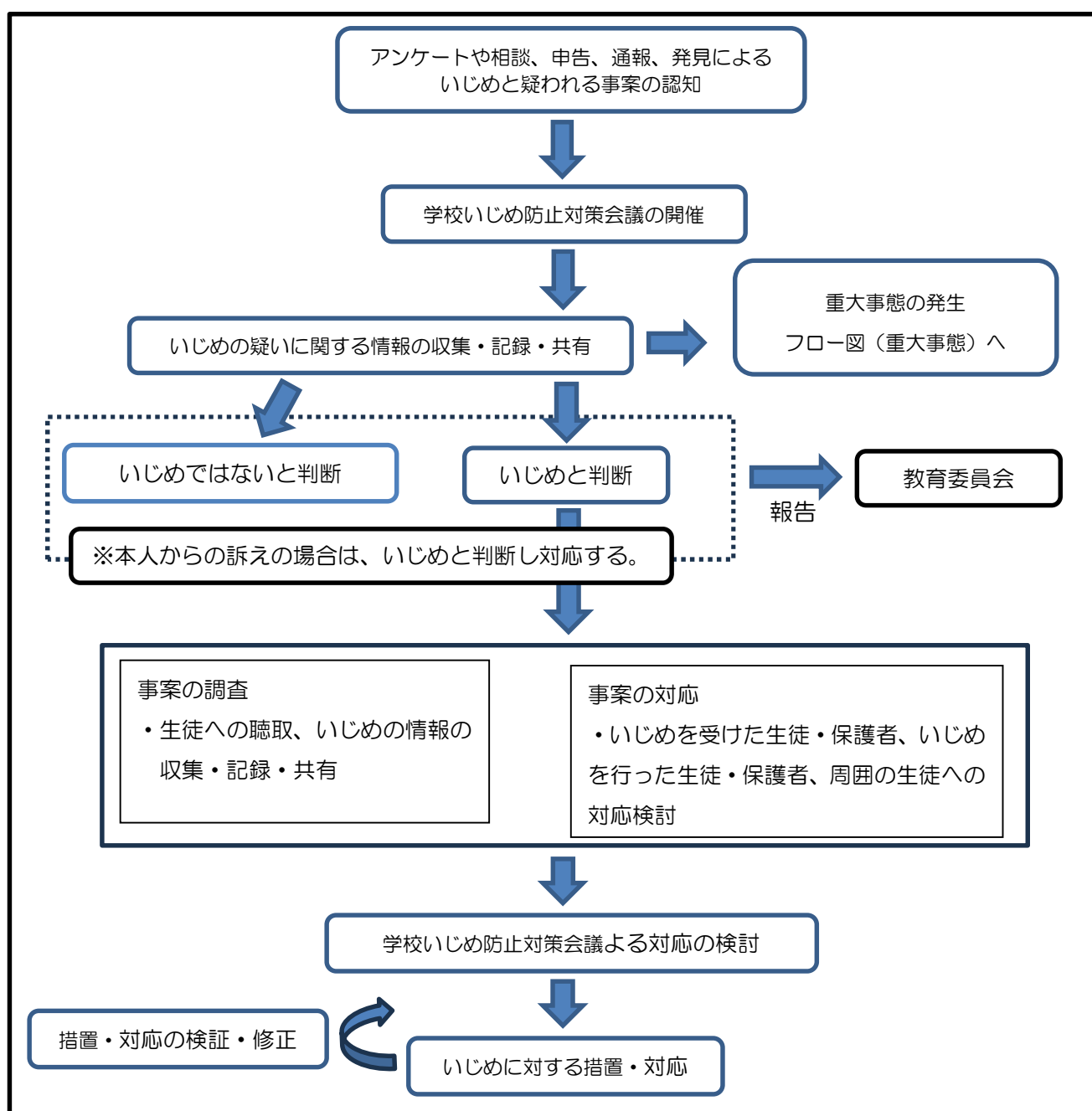
- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する。



8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として 警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」にスクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

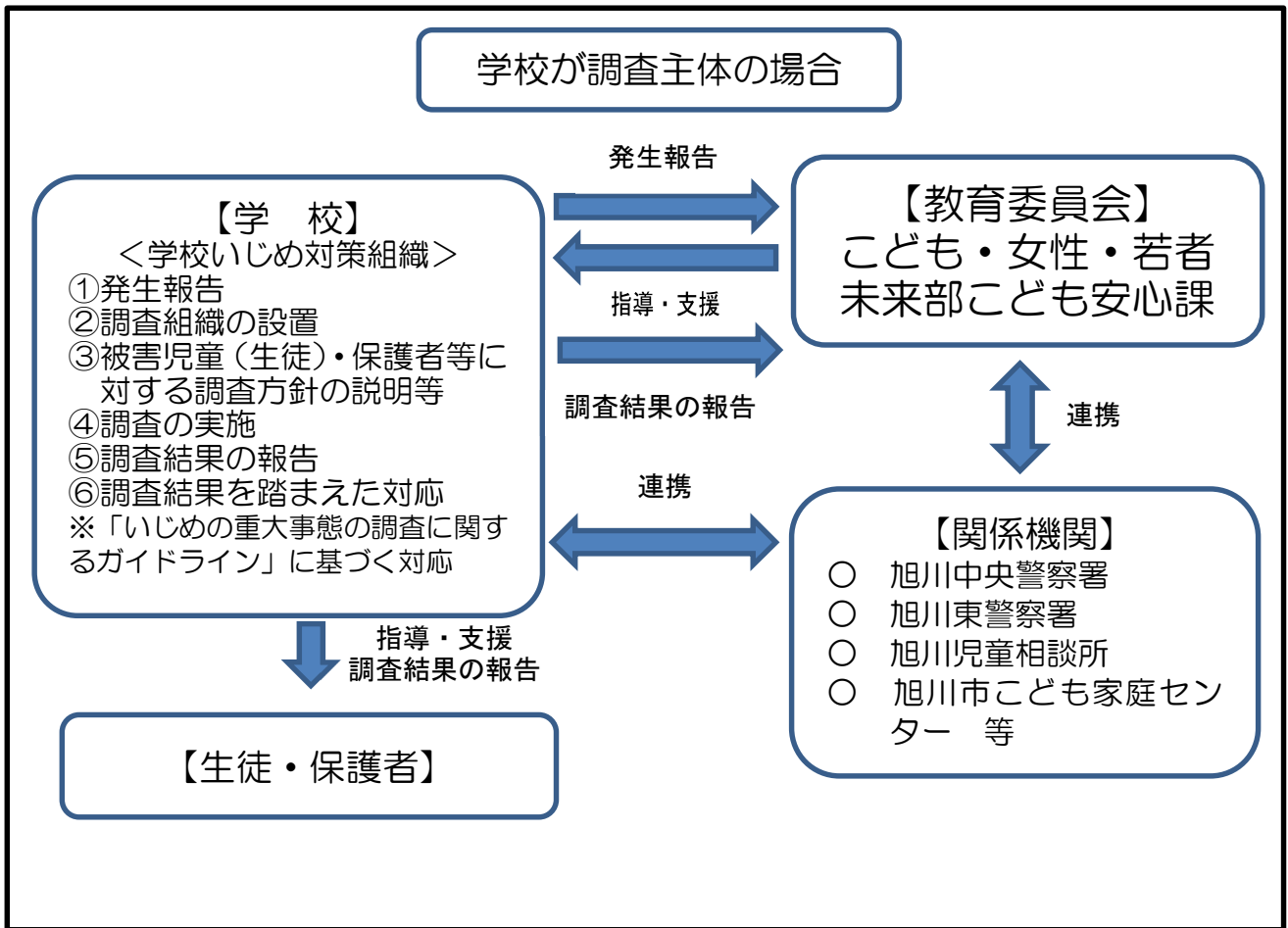
10 重大事態への対処

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

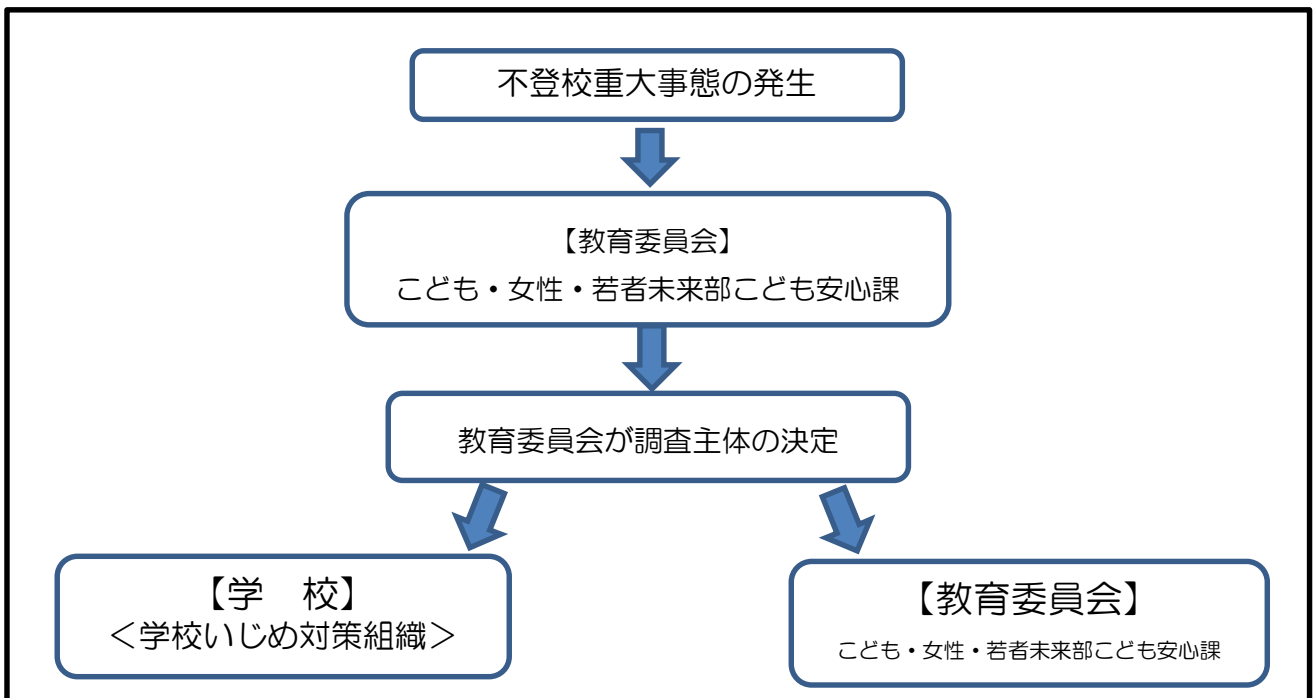
(1) 重大事態の発生と緊急対応

- 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は、年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- 学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応



1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、条例に基づき、市基本方針を策定または変更したときは、速やかに公表します。

また、市の施設や学校の取組、重大事態への対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国基本方針及び道基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行います。

いじめ防止対策推進条例

第 10 条 市立学校は、法第 13 条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

2 市立学校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うものとする。

3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

旭川市いじめ防止基本方針（P21） ウ 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針（策定の指針）等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、PCDAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童生徒や保護者を対象に実施する学校評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

11 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容 ・組織の役割、事業への対処マニュアル等の確認・共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（1）の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（2）の内容検討及び準備、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっと等、調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（3）の内容検討及び準備、運営 ・ほっと等、調査の結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に関する学校間の情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○校下小中学校との連携・授業参観 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（3） ・児童（生徒）アンケートや各種調査結果の活用 ・スクールカウンセラーによるいじめの未然防止と発生時の対応について講話の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童（生徒）に関する学校間の情報交流（授業参観等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内支援委員会（1） ・誰もが過ごしやすい教室環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①
	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（1） ・児童（生徒）理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（2） ・児童（生徒）理解研修② ・生徒の困り感を克服するための適切な支方 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委いじめに関する実態調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（4） ・教育相談の在り方 ※講師：スクールカウンセラー 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市生徒指導研究協議会」への参加
<ul style="list-style-type: none"> ○ふれ合い活動の推進（通年） ○学校ネットバトロール（毎月実施） ○毎週月曜日1校時生徒指導部会の開催（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校擁護委員協議会による人権教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習 A c t サミットの主催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市いじめ防止条例」への理解を深める学習（学級活動・道徳の時間） ○各種調査の実施 ・ほっと 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校祭の参観 ・バザーへの協力 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童（生徒）アンケート調査① ○いじめ防止の理解を深める学習①（学級活動・道徳の時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強調月間① ○中連生活部6月研修会の参加（明星中） ○各種調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○ストレスチェック① ○全校集会の実施 ・いじめや不登校について、自分たちができることを考え、行動に移す 1学年 人権擁護委員協議会による人権教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の実施 ○いじめ防止基本方針（児童版）による学級活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市いじめ防止条例」についての理解を深める学習（学級活動・道徳の時間） ○各種調査の実施 ・ほっと
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○二者懇談 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会① ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校祭の参観 ・バザーへの協力 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○二者懇談 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会① ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校祭の参観 ・バザーへの協力 	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修（4）の内容の検討及び準備、運営 後期の重点的な取組 <ul style="list-style-type: none"> 校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> 校内研修（5） 児童（生徒）理解研修② P D C A サイクルによる指導法の検証と改善策の提案 スクールカウンセラーによる指 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策組織会議 アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 学校評価における点検項目についての検討 <ul style="list-style-type: none"> 道教委いじめ問題への取組状況の調 <ul style="list-style-type: none"> 校内研修における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2学期の取組の点検・評価 3学期の重点の検討 <ul style="list-style-type: none"> 児童（生徒）に関わる学校間の情報交流（授業参観等） <ul style="list-style-type: none"> 学校評価 いじめの防止等に関わる取組について <ul style="list-style-type: none"> 校内支援委員会(2) 生徒にとって自校に誇りをもてる絆づくり <ul style="list-style-type: none"> 市教委いじめに関する実態調査② 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の結果の分析 いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策組織会議 アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 1年間の取組についての点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> 校内研修（6） インターネット上で行われるいじめへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 校内支援委員会(3) 居心地の良い学級になるため絆作り 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し 新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 <ul style="list-style-type: none"> 校下小中学校との連携 進学に伴う情報交換 等 <ul style="list-style-type: none"> 市教委いじめに関する実態調査③
生徒	<ul style="list-style-type: none"> 児童（生徒）アンケート調査② ストレスチェック② <ul style="list-style-type: none"> いじめ・非行防止強調月間② <ul style="list-style-type: none"> 1, 3学年 命の安全教室 2学年 SNS の適切な利用に関わる学習 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業 <ul style="list-style-type: none"> 道教委いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> 生活・学習 A c t サミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 中連生活部12月研修会の参加 <ul style="list-style-type: none"> ネット安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中連生活部12月研修会における取組の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 学年集会の実施 いじめ防止に係る取組 等 <ul style="list-style-type: none"> 道教委いじめアンケート調査③ ストレスチェック③ 	<ul style="list-style-type: none"> 全校集会の実施 今年度の活動を振り返って（成果と課題の確認・次年度への意欲をもつ）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> P T A 南部ブロック講演会への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市PTA連合会研究大会への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 2学期の取組の状況等についての公表 学校だより 参観日等 <ul style="list-style-type: none"> ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価結果の公表 学校だより等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会② 1年間の取組状況の説明 次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 	<ul style="list-style-type: none"> 3学期の取組の状況等についての公表 学校だより等

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東陽中学校 TEL 34-3047

いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を
相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口

（こども・女性・若者未来部こども安心課）

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

旭川市いじめ対策会議

（こども・女性・若者未来部こども安心課 教育委員会）

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討
（警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応）

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
 - ・相談者への対応状況
 - ・いじめ対策組織会議の開催状況
 - ・いじめ認知の判断
 - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
 - ・再発防止に向けた取組の実施状況

- 相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- こども・女性・若者未来部こども安心課、教育委員会・学校との連携の検討

- いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
- 相談者の了承を得て、こども・女性・若者未来部こども安心課や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

学校

【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→（学級担任等）→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や、周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（警察、こども家庭センター、旭川児童相談所等）
- いじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- ※「早期発見・事案対処マニュアル」に掲載